

日本スポーツアカデミー 規約

【名称】

第1条 本クラブは、日本スポーツアカデミー（以下「アカデミー」と称す。

【所在地】

第2条 アカデミーは、〒305-0032 茨城県つくば市竹園3丁目 18 番地2 E 棟2階 201 番に事務所を置く。

【目的】

第3条 アカデミーは日本国内の子ども達に対してスポーツを通し基本的な人間教育を行うとともに、保護者や指導者の育成事業を行う。また地域住民の運動実施率を向上させ、健全育成と地域住民の健康増進に寄与することを目的とする。さらにトップアスリートの育成も目指す。

【会費】

第4条 会費は法人の運営や維持の為の物であり、コースへの参加費ではない。

【会員資格及び入会手続き】

第5条 アカデミーに入会するものは以下の条件を備えなければならない。

- ①本規約に賛同した者であること。
- ②スポーツを行うに適した健康状態であること。
- ③親権者の許可を得た者であること。
- ④入会希望者は所定の入会書類一式に必要事項を記入捺印し、提出すること。

【活動ウェア・会費及びお支払い方法】

第6条 活動ウェア、会費、お支払い方法は別紙案内による。一旦納入された各費用は原則として返還しない。

【休会】

- 第7条
- ①会員都合により休会する場合は、休会する前月の 10 日までに所定の用紙を提出し、アカデミーの承認を得るものとする。
 - ②休会期間は原則最長でその年度内とする。
 - ③復帰する際は、希望月を申し出、再開届を提出し、アカデミーの承認を得るものとする。

【退会】

第8条 退会を希望する者は、退会する月の 10 日までに所定の用紙を提出し、アカデミーに申し出ること。当月末日をもって退会となる。但し、3月末での退会に限っては、2月 10 日までに所定の用紙を提出し、アカデミーに申し出ること。

【活動期間】

第9条 アカデミー活動期間は原則として毎年4月～翌年3月末までとする。

【変更事項】

第10条 会員は氏名、住所、連絡先等について変更があった場合は速やかに変更事項をご連絡すること。

【活動保険】

- 第11条
- ①入会時に、必ずスポーツ保険に加入する。
 - ②スポーツ保険は活動中、または自宅から当クラブまでの往復中での交通事故等による負傷を対象とする。
 - ③補償は当該スポーツ保険の補償範囲内でのみ補償する。

【負傷時の対応】

第12条 会員が活動中に負傷した場合、当アカデミースタッフにおいて応急処置をし、必要に応じて病院への搬送等を行う。

【活動内容の変更及び中止】

- 第13条
- ①屋外でのスポーツは雨天の場合、体育館が使える場合は変更、使用できない場合は中止とする。
 - ②活動中止及び変更の連絡は、原則としてメール等での一斉送信、及び、アカデミー公式ホームページでの掲載とする。

【除名】

- 第14条 次の各事項のいずれかに該当するとき、その他、アカデミーが会員として不適当と判断した者に対し、アカデミー会員より除名できるものとする。
- ①アカデミーの名誉を傷つけることや他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
 - ②アカデミー規約及びその他の規約に違反したとき。
 - ③会費等を理由なく2ヶ月以上滞納し、アカデミーより催促を受けても所定期日までに支払われないとき。

【コースの新設・廃止等】

第15条 アカデミーは利用状況等により1ヶ月以上前の予告をもってコースの新設、曜日及び時間変更・または廃止をすることができる。

【遵守事項】

- 第16条 アカデミー会員及びその活動に参加する者は、次の事項を遵守しなければならない。
- ①本規約及び必要に応じてアカデミーが別に定める諸規則、諸規定を遵守しなければならない。
 - ②各アカデミー会場での諸規則を遵守しなければならない。
 - ③アカデミーの指導方針及び各コーチの指示に従うこと。

【運営・広報活動への利用】

第17条 条運営・広報活動のため、アカデミー活動中の写真等をホームページ・パンフレット等に掲載することがある。会員及び保護者はこれを了承の上、入会したものとする。但し、特別な理由がある場合は申し出ること。

【有事の際の活動停止】

第18条 アカデミーは、天災地変、社会情勢の変化、その他アカデミーの存続を困難とする事由が生じたときは無条件に活動停止できるものとする。

【免責】

- 第19条
- ①アカデミー内で起きた事故やトラブル、紛失、盗難等については、アカデミーに故意または過失があった場合を除き、アカデミーには一切の賠償責任を負わない。
 - ②天災などの不可抗力の事由により生じた事故については、アカデミーは一切責任を負わない。
 - ③会員及び参加者が活動中に施設内で他の会員または第三者ならびに施設等に損害を与えた場合は、アカデミーに故意又は過失があった場合を除きアカデミーは一切の賠償責任を負わない。
 - ④送迎中に起きた事故については、任意保険の範囲内で賠償する。

【付則】

第20条 アカデミーは必要に応じ、随時本規約を改正することができ、本規約に定めのない事項については細則を定めることができるものとする。それらの効力はすべての会員及び活動に参加する者に及ぶものとする。

【施行】

第21条 本規約は、2013年10月1日より施行する。
本規約は、2020年8月2日に一部改正する。
本規約は、2023年12月1日に一部改正する。